

小中学校校舎の外壁等改修について (建築基準法に基づく点検是正指摘箇所への対応)

令和 6 年 8 月 22 日(木)

教育推進課

1 趣旨

全国的に学校校舎の外壁落下等が課題となっており、近隣自治体においても外壁落下等の事案が発生したことから、令和 5 年 9 月議会において、公共施設緊急点検費用の補正予算を議決いただき、学校施設及び給食センターについて、令和 5 年 11 月から令和 6 年 3 月にかけて、建築基準法に基づく施設及び設備等の点検を実施いたしました。

点検の結果、外壁及びそれ以外の施設・設備等について、多数の是正指摘箇所があったため、安全対策を施すとともに改修を計画的に進めていくものです。

2 主な是正指摘の内容について

(1) 外壁等

- ・外壁仕上げモルタル劣化損傷 ⇒ 落下の危険性
- ・バルコニー笠木モルタルヒビ ⇒ 落下の危険性
- ・外壁タイルの浮き ⇒ 落下の危険性

(2) その他

- ・サッシ枠の劣化 ⇒ 建物劣化の進行
- ・建物まわり地盤沈下 ⇒ 段差による転倒等

3 対応方針について

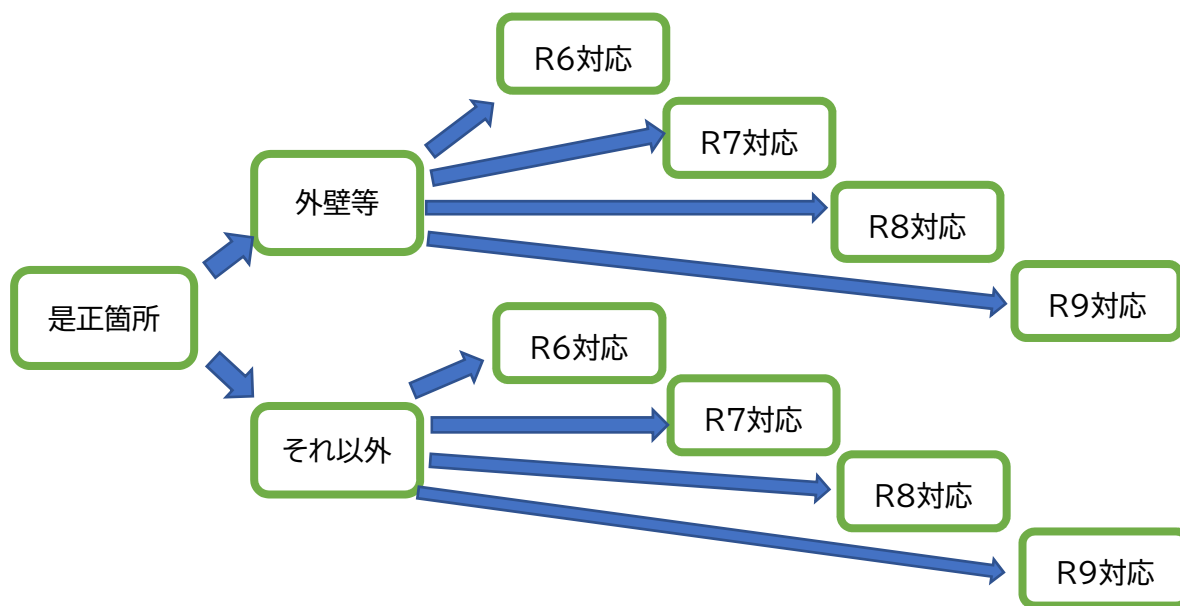
(1) 是正指摘箇所の対応

- ①是正指摘箇所について各学校と共有、目視確認を行いながら、是正の優先順位や是正までの立入禁止等の安全対策について確認を行いました。(4月～7月)
- ②令和 6 年度～9 年度の 4 か年を目標として、是正指摘箇所の対応を行います。

(2) 是正指摘箇所の改修計画

- ① 是正指摘箇所について、重大な事故発生等の危険度を考慮し、「外壁等」と「それ以外」に分類しました。なお、足場が必要となるなど、外壁等の落下対策と同時にやると効率的なものは、「外壁等」に含めています。
- ② 「外壁等」については、須賀小学校を除く全校において、「外壁打診調査兼改修工事」を4か年で実施します。(R6～R9)
- ③ 「それ以外」については、「緊急度」と「対応の難易度」の2つの視点から評価・対応を行います。

上記評価に基づき、優先順位を付して、4か年で対応を実施します。(R6～R9)



(3) 外壁改修工事の実施方法

- ① 設計については、目視ではわからない部分があるため、建物1階部分の打診等による調査を行い、建物全体の改修内容（工事費）を計画（算出）します。
- ② 工事については、①に基づき実施しますが、2階以上については、足場を組んで打診調査を行いながら、改修を行います。
- ③ 外壁の老朽化が進んでいる学校から順次実施します。(点検報告書及び目視確認に基づく)

	百間中	東小	須賀中	前原中	百間小	笠原小	給食センター	須賀小
R6	設計	設計						
R7	工事	工事	設計	設計				再整備
R8			工事	工事	設計	設計	設計	再整備
R9					工事	工事	工事	

※令和6年9月議会において、百間中及び東小の設計費を補正予算として計上しています。

※須賀小学校の再整備スケジュールは、現段階の予定です。

※工事スケジュールは、設計時の打診調査の結果等を踏まえて、再度調整します。